

青森県全国がん登録情報等提供依頼申出に係る 資料提供について

青森県がん・生活習慣病対策課

2024(令和6)年12月2日

○青森県がん登録データの利用について

■青森県がん登録データの利用手続

- ・がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の施行に伴い、県が青森県全国がん登録情報の提供事務を行うにあたっての事務処理手続について、2021年12月「青森県全国がん登録に係る情報の提供に関する事務処理要領」を定めた。（参考資料3-2）
- ・上記事務処理要領第11条に基づき、本協議会において様式第6-2号「提供依頼申出に係る審査報告書」を用いて審査を行うこととなっている。

■申請状況

（資料3-2）

がん登録データを活用したがん検診精度管理事業に係る利用

- ・2019年度～2020年度の県内18市町村のがん登録データ

（資料3-3）

全国がん登録青森県がん登録報告書作成に係る利用

- ・2021年の県内がん登録データ

提供依頼申出に係る審査報告書

確認日：令和6年12月2日
 青森県生活習慣病検診管理指導協議会

1 提供依頼申出者(機関名等)

青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課長(委託先：弘前大学)

2 審査内容

点検・審査事項	審査内容	チェック	備考
(1) 情報の利用 目的及び必要性等	・法又は実施要綱の趣旨及び目的に沿ったものであるか。(がん医療の質の向上、県民に対するがんに係る情報の提供の充実又は科学的知見に基づくがん対策の実施に資する研究であるか等)		
(2) 都道府県がん情報が提供されることについての同意	・法第21条第8項の規定に基づく申出の場合、同意について必要な措置がとられているか。 ・事務処理要領第9条第2項に該当する調査研究の場合は、事務処理要領第9条第2項に該当する調査研究であって、同意代替措置に関する指針に従った措置が講じられているか。		
(3) 提供依頼申出者及び利用者	・全ての利用者の役割が明確かつ妥当で、不要な者が含まれていないか。 ・法第21条第8項に係る申出の場合、提供依頼申出者のがんに係る調査研究の実績が十分か。 ・調査研究の一部を委託する場合、その内容及び必要性が合理的か。 ・様式第2-3号が添付されているか。		
(4) 利用する情報の範囲	・利用する情報の範囲が、調査研究の目的とする成果を得るために妥当で、不要な情報が含まれていないか。		
(5) 利用する登録情報及び調査研究方法	・提供可能な情報であるか。 ・利用する情報及び調査研究方法が、目的、調査研究の内容から判断して妥当かつ必要な限度であるか。 ・集計表の作成を行う調査研究の場合は、集計表の様式案が添付されているか。 ・情報の利用に合理性があり、他の情報では調査研究目的が達成できないものであるか。 ・調査研究の目的が、特定の個人、特定の病院等、特定の区市町村の識別を目的とするものではないこと。		
(6) 利用期間	・調査研究の内容からみて、総合的かつ必要な限度か。		

点検・審査事項	審査内容	チェック	備考
(7) 利用場所、 利用する環境、保 管場所及び管理方 法	・利用者の安全管理措置状況に示された措置が全て講じられているか。		
(8) 調査研究成 果の公表方法及び 公表時期	・調査研究方法と調査研究成果の公表方法及び公表時期が整合的であるか。 ・県民に還元される方法で公表予定であるか。		
(9) 情報の利用 後の処置	・利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられているか。		
(10) その他	【御意見等ございましたらここに記入願います】		

内容に疑義等ございましたら、**12月5日(木)までに当審査報告書を添付の上、事務局までお知らせくださるようお願いいたします。**

期日までにお申し出がなかった場合には、御了承いただいたものとして、利用申請の承認手続を進めさせていただきます。

委員御氏名： _____

利用申請案件(いずれかに✓をつけてください)

- (資料3-2)
 がん登録データを活用したがん検診精度管理事業に係る利用
 ・2019年度～2020年度の県内18市町村のがん登録データ
- (資料3-3)
 全国がん登録青森県がん登録報告書作成に係る利用
 ・2021年の県内がん登録データ